平成２９年（フ）第２３７号
東京都八王子市子安町２丁目７番５号和田荘101号
債務者　新井　英治
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５８号
静岡県袋井市堀越1571番地の１　プラトⅢ103号室、前住所静岡県浜松市北区都田町8091番地の８　第二静光園
債務者　髙松　惠子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
静岡県浜松市中区泉３丁目22番24号
債務者　田中絵理奈
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
静岡県浜松市南区楊子町98番地の１
債務者　浅井　留美
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８号
熊本県天草市北原町19番12号　コーポＵ２Ａ号、前住所福岡市東区三苫７丁目11番５－101号
債務者　柏原　靖治
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月12日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第７号
沖縄県石垣市字大浜1349番地43　県営住宅磯辺第２団地５号棟201号
債務者　友利　幸江
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月19日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第３００号
東京都調布市飛田給１丁目19番地15原田邸102
債務者　斉藤　貴浩
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８９号
東京都府中市片町１丁目４番地の３ドエル片町103
債務者　児玉和久こと　ゴワゾウ　呉　　和三
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３１２号
東京都府中市栄町１丁目20番地都営府中栄町１丁目アパート３号棟101
債務者　小澤喜美子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６号
長崎県佐世保市若葉町31番18号、前住所長崎県佐世保市東山町７番２号
債務者　成冨　仁弘
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
長崎県佐世保市日宇町836番地、前住所長崎県佐世保市日宇町2072番地15
債務者　山田　美和
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
東京都府中市押立町４丁目38番地の23マーベラス・リバーサイド205
債務者　大田　仁稔
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３１６号
東京都三鷹市新川５丁目７番２－206号
債務者　前田　雅代
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６２５号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ23棟305号
債務者　井上　美和
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１１号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目１番２－603号
債務者　櫻井　　忍
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部